**認知症等による行方不明高齢者の情報提供範囲について**

**氏名**

○登録時

鯖江警察署と鯖江市地域包括支援センター、担当の民生委員児童委員に情報提供をします。また、ご家族からも地域の見守り役を担っている民生委員児童委員さんに登録されたことをお伝えいただきますようお願いいたします。

○捜索時

１．周知および情報提供を依頼する都道府県の範囲

下記の表のうち「○」のついている範囲を依頼します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 鯖江市内 |
|  | 福井県内 |
|  | 近隣府県（石川県、滋賀県、岐阜県、京都府） |
|  | 全国の都道府県、市区町村 |

2.　周知および情報提供を依頼する機関等の範囲

|  |  |
| --- | --- |
|  | 鯖江市内のSOSネットワーク |
|  | 担当町内の民生委員 |
|  | 県内の他市町の行政機関や関係機関への情報提供 |
|  | 全国の行政機関や関係機関への情報提供 |
|  | 県内の他市町の徘徊SOSネットワークでの情報提供 |
|  | 全国の他市町の徘徊SOSネットワークでの情報提供 |

実際にいなくなった場合にはまずは鯖江警察署へ連絡を！

鯖江警察署　　TEL：52-0110

記入いただいた後、コピーをとり、ご家族にお渡しください。（包括対応）

　　　　　　　　　　　　　　　　→コピー渡し済み□（対応者：　　　　　）

問合先

地域包括支援センター（長寿福祉課内）

TEL：53-2265